

# 地球をもっと大切に!!



問合せ先/環境衛生課 (979-8112)

## 温室効果ガス排出量 基準年度比 **46.4%増加**

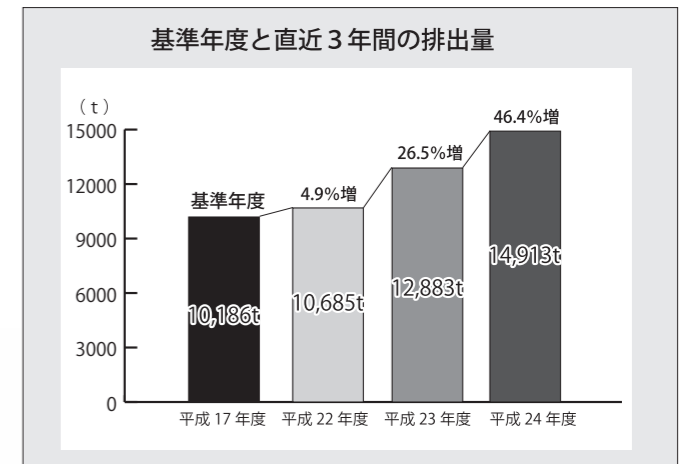
町では、町が管理運営するすべての施設から排出される温室効果ガスの削減を目的として、平成13年度に「函南町地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

平成18年度に策定された第二次計画では、基準年度を平成17年度とし、温室効果ガス排出量を基準年度比で9%削減することを目標としています。平成24年度はこの第二次計画の最終年にあたります。平成24年度の結果を見つめ直し、これからの削減に努めましょう。

### ▶ 温室効果ガス排出量 14,913t

町が管理運営する施設から排出された平成24年度の温室効果ガスは、基準年度（平成17年度）の実績10,186tに対して14,913tとなり、46.4%の増加になりました。

増加の最大の要因は、廃棄物中の廃プラスチック混入割合の増大によるものです。また、電気の温室効果ガス排出係数の増加も要因の一つです。



※温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算量です

### ▶ 温室効果ガス削減にご協力をお願いします

地球温暖化による地球の環境の変化が、地球上の人類や生物にとって大きな問題となりつつあります。この地球温暖化の原因になっているのが大気中の温室効果ガスの増加です。

温室効果ガスは、ごみ（特にプラスチック類）の焼却、電気やガスなどのエネルギー使用により排出されます。町では、引き続き職員一人ひとりが温暖化防止対策に取り組み、ごみの減量、温室効果ガスの抑制に努めます。

皆さんも地球温暖化防止のため、電気やガスの省エネ、資源となるごみの分別、マイバックの利用など、特にプラスチックごみの排出削減にご協力をお願いします。

## 3月30日(日)、4月6日(日)の午前中に 窓口業務を実施します

3月下旬～4月上旬は転勤・入学などによる異動が多い時期です。役場では、平日に役場へ来庁することができず、異動などの手続きなどできない人のために窓口業務を実施します。

開庁時間：8時30分～12時30分

受付場所：函南町役場 1階

	取扱業務	問合せ先
住民課	○転入、転出などの住民異動（転入の場合、要転出証明書） ○各種証明書の発行 ○戸籍関係の届け出 ○パスポートの交付のみ（申請は不可） ○印鑑登録 ○転入、転出による国民健康保険、国民年金の異動など	979-8110
税務課	○税証明の発行 ○納付書発行	979-8107
会計課	○町税などの収納 ○静岡県収入証紙の販売	979-8106
学校教育課	○転入、転出による小・中学校の学区変更、保育園、留守家庭児童保育所の入所説明、申し込み取り下げ	979-8128
福祉課	○介護保険の異動 ○子ども医療費受給者証の申請 ○障害者手帳・母子医療受給・児童扶養手当などの変更届など	979-8126
上下水道課	○異動による各種届け出	979-8120

※他の官公署へ照会が必要なものは受け付けできない場合があります。不明な点などは事前にお問い合わせください。



【庁舎東側玄関出入口をご利用ください】

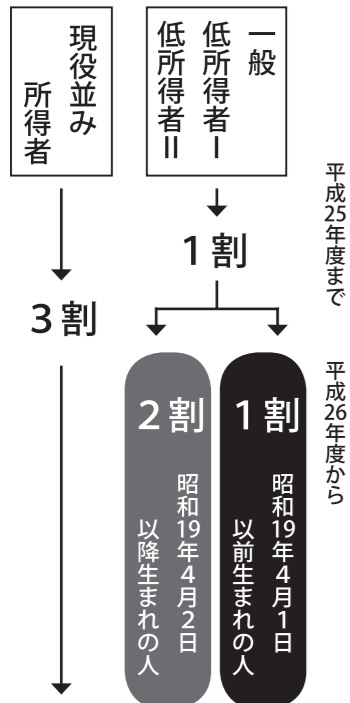
平日に役場へ来庁できない人へ

4月2日以降に70歳になる国民健康保険加入者が対象

## 医療機関での一部負担割合が変わります

平成26年4月2日以降に70歳になる人の医療機関での一部負担割合は、2割（70歳の誕生日の翌月の1日から）となります。4月1日までに70歳になる人の一部負担割合は、1割のまま据え置かれます。なお、現役並み所得者の一部負担割合は、3割のまま変更ありません。

※70歳以上75歳未満の一般所得者の高額療養費制度の自己負担限度額は変更ありません。（外来：12000円、入院44400円）



- 一般…低所得者I、低所得者II、現役並み所得者のいずれにも当てはまらない人
- 低所得者I…住民税非課税世帯、世帯全体に所得がない世帯（公的年金控除を80万円として計算）
- 低所得者II…住民税非課税世帯
- 現役並み所得者…同一世帯に一定の所得（課税所得が145万円以上の人）以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。（70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合を除く）

問合せ先/住民課 (979-8111)